

提 言

原子力災害に伴う食と農の「風評」問題 対策としての検査態勢の体系化 に関する緊急提言 (2013年9月6日)

東日本大震災復興支援委員会
福島復興支援分科会
委員長 山川充夫

▶ 1

1 現状及び問題点

- ▶ 原発事故直後は、放射性物質の作物への移行が顕著に進んだ。
- ▶ その後、2012年度の段階では、多くの農産物に関して、放射性物質は検出限界未満ないしは、初期に比べて大幅に減少した値となっている。
- ▶ しかし、「風評」問題による価格低迷等が長期にわたって続く場合、農産物販売等の「フローの損害」のみならず、地域営農を支える共同体に代表される「社会関係資本」等も損なわれかねない。
- ▶ 福島県の農業の衰退を阻止するためにも「風評」問題を解決するための抜本的対策が求められる。

▶ 2

2.風評被害の定義

- ①農産物が実際には安全であるにも関わらず、消費者が安全ではないという噂を信じて不買行動をとることによって、被災地の生産者（農家）に不利益をもたらすこと。

関谷直也2011『風評被害』光文社、日本学術会議福島復興部会

- ②報道等により広く知らされた事実によって、商品又はサービスに関する放射性物質による汚染の危険性を懸念した消費者又は取引先により当該商品又はサービスの買い控え、取引停止等をされたために生じた被害。

文部科学省指針「原発事故に伴う原子力損害としての風評被害」

▶ 3

3 風評被害の形態

- ▶ 消費者行動の3類型 安全性の認識の相違
- ▶ **A：ゼロリスク**
 - ▶ ⇒放射性物質が含まれる可能性のみで反応
- ▶ **B：基準値の認識**
 - ▶ ⇒100Bq/kgの基準に反応。基準によって反応が変化
- ▶ **C：検査態勢の問題**
 - ▶ ⇒出荷前・流通段階・サンプルという検査態勢自体に反応
 - ▶ ⇒検査機関自体への疑問、信頼の欠如。
- ▶ **D：気にしないで購入。応援のため購入**

▶ 4

4. 現行の風評対策の問題点

① 現行の検査態勢

⇒流通業者は特定産地を避ける。

② 地産地消ができないのに移出する矛盾

⇒福島県内の学校給食でNG。

③ 消費地検査によって検査態勢の漏れを指摘される。

④ 品目ごとの基準値と検査方法が同一であることの不安。

⇒農産物と海産物

⇒米とキノコ

⇒作付作物と採取農産物

⇒取得量の多いもの（恒常的摂取）と季節性農産物。

5 提言

(1) 検査態勢の体系化の推進

▶ 消費者の安心を確保するためには、放射性物質の検査態勢の体系化と組織体制の整備が必要。

▶ 検査態勢の体系化は基本的には4つの段階から構成されるべき。

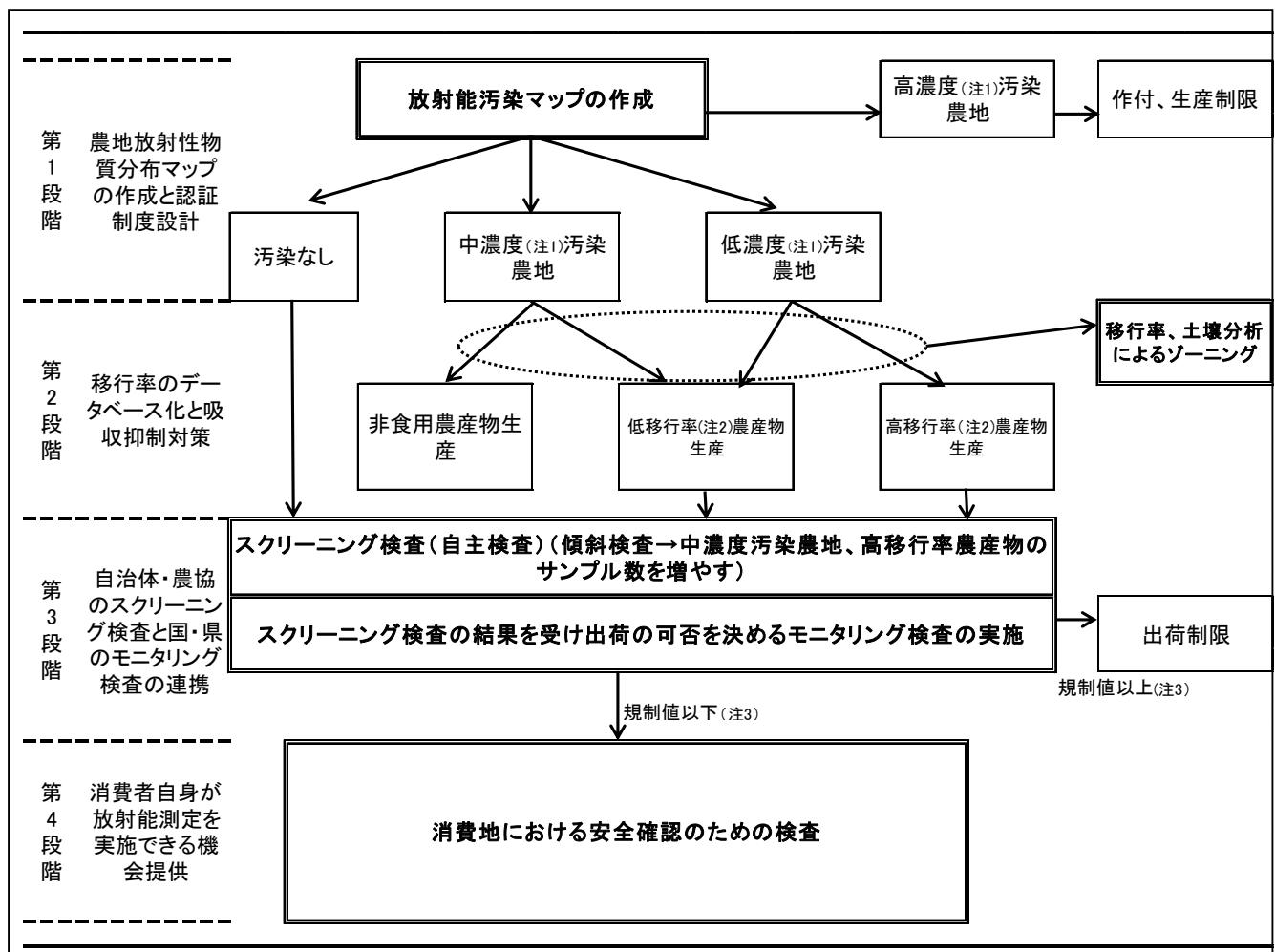
第1段階：農地の放射性物質分布の**詳細マップ**の作成と**農地認証制度**の設計

第2段階：移行率の**データベース**化とそれに基づいた**吸収抑制**対策

第3段階：自治体・農協の**スクリーニング検査**と国・県の**モニタリング検査**との連携

第4段階：消費者自身が放射能**測定を実施できる機会**の提供

▶ 生産段階から消費段階までの4段階検査態勢として構築。



(2)検査態勢の体系化のための支援

- ▶ ①食品の検査態勢に関する**統一的な法令**の整備
- ▶ ②より高い安全性を確保するための、**移行リスクごとの放射能汚染対策**の確立
- ▶ ③原子力災害からの復興のための一元的な研究機関
 - ・組織の設置⇒**福島に農学系研究教育機関の設置**
- ▶ 食の安全と安心を確保するためには、食品検査態勢を現在の**出口対策から生産対策へ転換**すべき。
- ▶ 対策を福島県のみに適用するのではなく、放射能汚染問題に直面する**他地域においても同様に実施する**ことが必要。
- ▶ 国の責任のもとで、これらの政策が行われるべき。